

奈良県告示第五百十一号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表農業研究開発センターの項中「及び農業大学校」を削る。